

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
1	環境回復 (交通)	H26.5.21	1	震災前は、小高区でデマンドタクシーとしてe-まちタクシーを市の費用持ち出しの上で運行していたが、今後、高齢者の移動手段として、そのような仕組みの導入を要望する。 【質問者…小高区飯崎:S】	震災前は、デマンドタクシーを運行しておりました。タクシー会社の関係もありますが、前と同じような形で公共交通を確保していきたいと考えています。	市
1	環境回復 (交通)	H26.8.20	16	鉄道開通の目処をつけてほしい。 【質問者…小高区神山:O】	JR本社に出向いて交渉している。JRからは、地元自治体の意向がないと動けないと言われたことから、他自治体にも働きかけていく。 原子力災害・現地対策本部長の赤羽経済産業副大臣からことについて、JRに対しお話をさせていただいている。	市 国
1	環境回復 (店舗)	H26.5.21	10	一時帰宅した時に、飲料水やごはんなど、生活物資を原町まで買いに行くこととなる。経営者任せだけでなく市の直営でコンビニを開くなども考えて欲しい。 【質問者…小高区下蛸沢:H】	商店等事業者再開奨励金の制度を設け、コンビニ店主とも話をしているが、店主は店舗再開に意欲を示しているが、従業員が不足していることが問題となっている。24時間営業でなくとも店舗再開できればと考えている。	市
2	住宅の整備	H26.5.22	1	家屋のリフォームを行いたい、建築廃材を回収する業者がない。帰還を進めるためにも対応をお願いしたい。 【質問者…小高区田町:M】	国に対して明確にするよう判断を求めていくと伴に、搬出先できる場所を確保できるよう進める。	市
2	住宅の整備	H27.2.18	10	(「住宅の整備」に関連する) 仮設住宅の期限が毎年延長している。平成28年3月以降も継続されるのか。 【質問者…小高区:A】	相馬市の仮設住宅の再編の話があり、不安になっている方がいると思うが、平成27年度中は仮設住宅の統合は行わない。	市長
2	住宅の整備	H27.2.18	5	半壊以上の家屋の解体で182番目になっている。解体は行政区単位で行うと聞いている。 これでは、 <u>地元に戻って家を建てる人は遅れる</u> 。 【質問者…小高区泉沢:E】	お待たせして申し訳ない。私財産の調査も必要なのでなかなか進まない。 平成28年3月までは完了したい。 情報を出しながら進めていくので、ご理解願いたい。	環境省

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
2	住宅の整備	H27.2.18	11	被災家屋を解体して帰還しようと考えている。現在建築費が増高しているのので、賠償金をもらっても建てることができない。解体を急いで欲しい。 【質問者…小高区:H】	受け付けたものは、速やかにおこなっているが、荒廃家屋については、平成28年4月以降になる。除染と家屋解体の関係は、解体申し込みあった家屋は、除染を行わず、解体後、フォローアップしながら除染する。 農地保全と除染の関係では、これまで除染に着手した田、畑については、家屋の除染と並行して行っている。これからは、水田より家屋を優先していく。	環境省
3	学校	H26.5.22	10	大甕小学校に通学するのに相馬市まで送迎を行っている。他の学校とのトラブルが発生しているので、小高区で学校を再開できないか。 【質問者…小高区川原田:M】	避難指示が出ている間は、学校の再開はできない。トラブルが起きているということであれば、解消していかなければならない。	市
5	水の安全	H26.5.21	3	小谷行政区では自家水を利用、震災前に上水道の本管延長工事が始まっていたが、震災で工事が中断している。前回の市の回答では、アンケート調査を実施し、その結果を見て工事の再開を判断すると話されていた。アンケート調査はされたが、本管工事を実施するのか。近くに大型家畜が大量に埋められていて、安心して自家水を飲めない。 【質問者…小高区小谷:K】	5月12日を回答期限として、どの位の人が戻ってくるのかというアンケート調査を再度実施しており、現在、その回答結果を集計している。アンケート結果をもとに、地区ごとにどの位の人が戻り、どの位の水を使うかの試算することとしています。遅くとも9月までには、本管工事の範囲についての説明会を開催します。今年度に計画を立てて、工事は27年度中にできると考えています。	市
5	水の安全	H26.8.20	10	井戸水が安心して飲めない。本管の工事はどうなっているか。 【質問者…小高区小谷:K】	小谷地区の住民にアンケート調査を行い戻る人が確定した。今週方針を決定し、来週以降区長さんや組合に説明する。その後住民に説明していく。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
5	飲料水	H27.2.18	6	浅井戸なので飲料水としては使えない。平成23年に水道が入ることになっていたが、震災後、中止となっている。帰還者は少ないが水道事業を再開をして欲しい。 また、アンケートにこのことを記載したが、返事がない。 【質問者…小高区:N】	飯崎迎山地区については、水道の整備計画もある。浅井戸については、平成27年に市の負担で実施する。 また、整備計画については、お知らせします。	小高区役所長
7	仮置き場	H26.11.25	9	小谷地区では仮置き場に51ヘクタールの土地を提供している。 28年4月に解除となった場合、中間貯蔵施設に運ぶようになるかと思うが、家の近くに膨大な廃棄物が住宅の近くにあると不安になる方もいると思う。 中間貯蔵施設の進捗状況を伺いたい。 【質問書…小高区小谷:S】	中間貯蔵施設に係る調査、事業説明を行っているところである。 10月に大熊町・双葉町の両町長から、地権者により細やかな説明をしてほしいと要望があった。 現在、地権者の皆様に説明を行っているところである。地権者の理解が一番大事だと思っているので、ご理解をお願いしたい。	環境省
7	仮置き場	H26.5.21	9	避難指示解除目標時期の平成28年4月から、除染完了時期の平成28年度末まで、1年間の差があるが、近くの仮置き場から除染物が中間処理施設へ搬出が完了するまでは、避難指示の解除をしないで欲しい。 【質問者…小高区川房:H】	解除目標時期を決める前提として、生活をする所は目標時期までに除染を完了することとしている。しかし、津波被災地域については、復旧作業との調整があるため、除染の時期がずれることがあります。また、除染物については、搬出の交通量の問題もあるため、当面は、仮置き場に置かざるを得ません。フェンス等の措置を行うので、了承をいただきたい。	市
					中間貯蔵施設に運び込むまでは、除染物の管理をきちんと行っていくので、仮置き場で保管することは了承をいただきたい。	環境省
8	追加除染	H26.5.22	9	除染後、空間線量が下がらない場合は、もう一度除染を行うのか 【質問者…小高区角間沢:I】	除染後計測して、場所によって取り残しがあるところは、ファローの除染を行う	環境省

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (除染)	H26.5.21	8	5月の連休中に自宅へ行くと、敷地内にカラーコーンが無断で設置してあった。確認したところ、除染を担当している大成JVが線量の高い場所の目印として置いたものでした。除染の同意書は提出したが、事前に連絡があって、承諾を受けてから行うべきである。 【質問者…小高区川房:H】	申し訳ありませんでした。今後、無断でそのような事が無いように注意します。	環境省
	その他 (除染)	H26.5.22	3	除染作業の確認はどのようにおこなっているのか。 【質問者…小高区大井:E】	除染作業終了後、検査については、監督員も行っており、また、環境省が雇用している職員も確認しながら報告書を作成している。	環境省
	その他 (除染)	H26.5.22	7	ごみが山積みとなっているところについては、除染するときはどうにするのか 【質問者…小高区五区:K】	移動できるものは、移動し、除染を行う	環境省
	その他 (除染)	H26.5.22	8	除染は無駄だと思うので、その経費を住民に支払うことはできないか 【質問者…小高区角間沢:I】	面的な除染を行うことにより一定の効果がある。中には複雑な思いをされている方もいるが、除染なしには復興はないと考える	環境省
	その他 (除染)	H26.8.20	2	除染説明会で平成28年3月まで除染を完了するために、屋根は除染しない。という説明があった。コンクリート瓦をどうしても除染してほしい場合は手の届くところまでははると言っていた。一体どこをやるのか。 【質問者…小高区耳谷:W】	普通の屋根の樋や汚れているところは除染をしモリタリングをする。全部屋根をふきとるということは効率的でないのも理解していただきたい。セメント瓦は劣化しているので乗ると壊れるため手の届く範囲でやる。 環境省は1msv以下でもきちんと除染をするという説明をしていた。間に合わないから屋根の除染をしないということでは住民は納得しない。	国 市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (除染)	H26.8.20	4	除染説明会で屋根は除染はしない。雨樋は除染する。コンクリート瓦をどうしても除染してほしい場合は手の届くところまでは拭いてもいいと言っていた。一体どこをやるのか。 【質問書・・・原町区鶴谷:K】	普通の屋根の樋や汚れているところは高所作業車等で除染をする。セメント瓦は劣化しているので乗ると壊れるため手の届く範囲で拭く。	国
	その他 (除染)	H26.8.20	12	除染したから安全だということではなく、安全だという担保をしてほしい。政府が本気になってやってほしい。 【質問者・・・小高区泉沢:D】	最善を尽くすことの一言だと思う。いままでなかった現地事務所を開設し、国の担当者も現地に近い所で暮らしている。	国
	その他 (除染)	H26.8.20	17	環境省と業者のかかわりはどうなっているのか。お墓に行く道が倒木したので木を切らなければ通れないが、どのように処分したらいいかと電話があった。また、除染において汚れているところはどやってわかるのか。 【質問者・・・小高区神山:O】	個人財産は勝手に処分できないので、業者には地元の詳しい方に問合せをしてほしいと指導してある。泥の付いているところは放射線が高いため、目で見て泥の付いているところを中心に拭き取っている。	国
	その他 (除染)	H26.11.25	3	避難指示区域の宅地の除染実施率が2%であるが、除染は計画通り進んでいるのか。 【質問書・・・小高区三区:M】	計画通り進んでいるとはいえない。 27年度完了のスケジュールを守れるよう進めたい。 作業員をさらに投入するなどし、除染作業を進めていきたい。	環境省
	その他 (廃炉作業)	H26.8.20	3	福島第一原発3号機のがれきの撤去の際に、放射性物資が拡散した。環境省は環境を保全する立場なのにこれを黙っていたのか。復興庁は、廃炉が終了するまで戻れないという声が聞こえているが、どういう対応策をとるか。 【質問者・・・小高区耳谷:W】	あってはならないことなので東電に対し具体的な対策をとるよう要求している。 廃炉が終わるまで戻れないということがないように、住民に対しどの程度リスクが生じるかしっかり情報提供をする。	国 国

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (廃炉作業)	H26.8.20	5	福島第一原子力発電所のカバーの解体を、風が内陸に吹く夏の時期でなくもう少し涼しくしてからできないのか。 【質問書・・・原町区鶴谷:K】	建屋カバーについては、現在、屋根パネル2枚を取り外しており、12月には元に戻すこととしている。来年3月から、再度カバー解体作業に着手する。国と東京電力では飛散防止対策の強化と監視体制強化を実施しており、安全に作業を進めてまいりたい。	国
					一号機のがれき撤去については、夏の時期にやらないように申し入れをしている。	市
	その他 (廃炉作業)	H26.8.20	7	除染した後で事故があったので廃炉になるまで帰りたくない。別の場所で暮らそうと思っている。平成28年度にこだわらず何年もかけて除染をし元のふるさとに戻してほしい。 【質問者・・・小高区西部地区:S】	心情は理解するが、現実的には、放射能と向き合っていかなければならない。一号機の瓦礫撤去については、なぜ夏の時期に行うのか東電に申し入れをしている。市ではダストモニタリングを設置し、除染をし体に影響のないところまで線量を下げていく。また、東電、国に対し地元で暮らす人に不安を与えないよう求めていく。	市
	その他 (放射線)	H26.5.20	1	ガラスバッチについて、1年間実施して実際の数値として集計したのを見たい。 【質問者・・・原町区鶴谷:K】	年間を通して出来るかどうか充分検討させていただきたい。後日回答:来年度から年間を通して実施いたします。	市
	その他 (放射線)	H26.8.20	9	0.6 μ svまでは大丈夫(年間1msv以下)。除染を見直すという報道あった。世論を誘導しているとは思えない。 【質問者・・・小高区五区:K】	0.6 μ svまで大丈夫と言う訳ではない。伊達市がガラスバッチでデータを集めて空間線量と比較したものであり、0.6 μ sv以下の場所に住んでいる人は1msv以下だったというものである。その数値は安全だといえるものではない。それにより除染の方法は変わらない。	国
	その他 (住宅)	H26.11.25	10	県の復興公営住宅の入居申請はどうすればいいのか。 【質問書・・・小高区浦尻:O】	南相馬市に927戸予定されているが、入居開始が27年度末なので、入居申込については、広報等でお知らせする。	復興企画部

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (住宅)	H27.2.18	9	総合計画の中で、古い公営住宅は建て替えとなっているが、古い公営住宅を修繕している箇所がある。 【質問者...小高区:T】	老朽化公営住宅については、現地を確認した上で、見直していきたい。 任居者と話し合いを進めた中で、進めていきたい	建設部長 市長
	その他 (建物解体)	H26.5.20	7	自宅取り壊しのタイムスケジュールや流れについて 【質問者...原町区高:H】	業者へ発注した段階で家屋解体を計画している皆さんに三者立ち合いの連絡お知らせが届き、いつごろと実施するのか三者立ち合いの段階に相談しながら解体をしていくことになる。	環境省
	その他 (建物解体)	H26.5.20	8	取り壊しを申請している方の受付番号がかなり後半であるが、順番の変更等の対応は可能か 【質問者...原町区江井:N】	基本は受付順番どおりである。状況により特別な事情があれば相談に応じることもある。効率を上げるためにエリアで実施することも検討している。	環境省
	その他 (建物解体)	H26.5.20	10	申請したものは全部壊していただけるのか、これは該当しないとかあまり被災していないので壊さないということがあるのかを確認したい。 【質問者...原町区高:H】	半壊以上の罹災証明をいただいた方は環境省で受付をしております。母屋についてとその他の付随した建物についてですが、罹災証明を発行するのは南相馬市であります。付随した建物についても罹災証明が必要であるが三者立ち合いの段階で状況に応じて相談いただき対応していくということになっております。	環境省

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (建物解体)	H26.11.25	4	被災家屋の解体の件で、環境省及び税務課に相談に行ったが、現在解体しているのは、24～25年度の事業で、住宅と付属する家屋の解体を行っている。 申込は、平成26年3月に締切ったとのことである。住宅以外の建物の解体についても始めてほしい。 【質問書・・・小高区大田和:M】	半壊以上の家屋の解体は、平成26年3月で受付終了をしたが、長期間避難していたことで家屋や付属する建物が荒廃したケースも考慮にいれて解体するという考えもあるので、市と相談のうえ方針を決めたい。 荒廃家屋の解体を開始する際は、何らかの形でお知らせをする。 長期避難により荒廃が進んだ家屋については、一定の要件を満たす被害状況であると評価した家屋等を解体対象といたします。 3月中旬より申請受付を開始しますので、しばらくお待ちいただくようお願いいたします。 なお、受付開始日、受付場所、対象となる家屋等については、後日、市の広報紙等でお知らせします。	環境省
	その他 (建物解体)	H26.11.25	5	環境省の話では、家屋解体の事業は平成26年3月末で申込を締切ったとのことであるが、市からは、半壊以上の家屋の解体は、今も環境省で申請受付をしていると説明があった。話が違ってきている。 【質問書・・・小高区大田和:M】	24～25年度のり災判定は、荒廃は考えずに、津波、地震による損傷による判定である。 長い間使用されていなく荒廃したため家屋をどう考えるかは今後調整させていただく。 長期避難により荒廃が進んだ家屋については、一定の要件を満たす被害状況であると評価した家屋等を解体対象といたします。 3月中旬より申請受付を開始しますので、しばらくお待ちいただくようお願いいたします。 なお、受付開始日、受付場所、対象となる家屋等については、後日、市の広報紙等でお知らせします。	総務部
					長い間使用していないことによる傷みでの解体希望については、現在の仕組みでは受け付けていないため、平成26年3月で受付が終了していると説明した。今も地震、津波による半壊以上のり災判定ができた場合には、解体の受付をしている。	環境省

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (建物解体)	H26.11.25	6	家屋にねずみ被害があり環境省に家屋の解体について相談に行ったが、り災証明書を出していただくか、市長が要請すれば対象外でも解体すると話していた。対応した職員は、市と県に要請すると言っていたが、どうなっているのか。 【質問書…小高区上町:T】	市とは、り災証明の発行について、相談している。ねずみの被害による家屋の荒廃についても、市と相談のうえ方針を決めたい。 長期避難により荒廃が進んだ家屋については、一定の要件を満たす被害状況であると評価した家屋等を解体対象といたします。 3月中旬より申請受付を開始しますので、しばらくお待ちいただくようお願いいたします。 なお、受付開始日、受付場所、対象となる家屋等については、後日、市の広報紙等でお知らせします。	環境省
	その他 (建物解体)	H26.11.25	7	家屋解体のためのり災証明の申請はどこですか。 【質問書…小高区大田和:M】	税務課で受付をしている。それぞれの家屋を立会いのもと調査している。調査は今も受付している。震災によってどのくらいの家屋の損壊があったかを判定している。半壊の判定が出た場合は、環境省で取り壊しの申込の受付をしてもらえる。	総務部
	その他	H27.2.18	11	農地保全を行っているが、用水路の整備をしないと草刈もできない。 【質問者…小高区:H】	用排水の整備については、県の立場からいえば、現状として厳しい状況にあり、市町村を經由して対応して頂くしかない。 ほ場整備を進めた中で、用排水の整備を進めていく。	県
	その他 (ゴミ)	H26.5.20	5	柿を取った場合でも避難区域であるため捨てることは無理であり、小高の焼却場ができるまでは自宅に保管することになっている。取った場合は引き取りするのか。 【質問者…原町区鶴谷:K】	市として考えさせていただきたい。専門家とも話をすすめているためもうしばらくお待ちください。後日回答:自宅敷地内の柿などの果実の対応ですが、野生鳥獣及び避難区域の帰還促進対策として、市が果実を採取、処分を実施する計画で進めております。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (ゴミ)	H26.5.20	6	ごみの回収について 【質問者…原町区高:H】	7月から回収予定であり、6月にお知らせする。	環境省
	その他 (ゴミ)	H26.5.21	5	事業再開の準備で発生するごみや自宅改修に伴って発生するがれきが搬出できないため、それらを処理する対策をして欲しい。 【質問者…小高区塚原:K】	事業系ごみについては、県の監督のもとにあります。相双地方振興局環境部が小高の主要な業者を集めて状況を確認しています。事業系のごみは契約関係の中で、業者が搬出するものですが、極端な受け入れ拒否がある場合があれば、県が指導をすることとなっています。細かな業者についての指導状況は、相双地方振興局環境部に更に確認をしていきます。	市
	その他 (ゴミ)	H26.5.21	12	店舗内の片付けごみの搬出が出来ないため、営業の再開支援として、片付けごみの搬出ができるように欲しい。 【質問者…小高区上浦:U】	工場であれば、事業系ごみの取り扱い業者が搬出しています。商店等は商工会が取りまとめて週何回か搬出をしています。	市
	その他 (事業支援)	H26.5.21	11	小高区内の休止している既設店舗を借りて、新規開店を考えているが支援はあるのか。 【質問者…小高区上浦:U】	新たに事業を行う方の支援についても、市民の役に立つのであれば、再度検討したい。 現行の旧警戒区域内店舗営業報奨金では、旧警戒区域内の既存店舗を再開した事業者を対象とし、新規開店は対象としていませんが、対象業種の拡大と併せ、新規開店についても支援できるよう検討をしております。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (事業支援)	H26.11.25	8	旧警戒区域の店舗営業報奨金について、申請件数5件について、市としてはどうみているのか。 また、再開したら援助ではなく、個別の商店の事情があるので、1件1件個別に向き合ってほしい。 【質問書…小高区二区:M】	報奨金は、再建に必要な店舗を出して欲しいとのことで開始している。 28年4月解除に向けて多くの方に再開していただき、帰還する方にも安心していただきたいと思っている。 商工会とも連携しながら帰っていく方が多くなるようやって行きたい。 事業を再開できていない事業者に対し商工会とともに、平成26年11月にアンケートを実施し、事業再開の見通し、仮設店舗等での事業再開などについて調査をし、その調査をもとに個別に聴き取り等を行っています。 また、元の場所での再開が困難な事業者が、仮設店舗等で事業を再開し、帰還する方が避難指示区域内で日用品等が購入できるよう、仮設店舗建設について商工会と協議をしています。 店舗営業報奨金につきましては、対象業種の拡大と併せて、新規に避難指示区域内で対象業種を営業する方も交付対象となるように改正を行いました。	小高区 役所長
	環境回復 (インフラ)	H27.2.18	3	(回答内容が「環境回復」) 市民が動かなければ行政は動かないのか。 【質問者…原町区鶴谷:K】	解除目標を設定し、インフラ、病院、スーパーなど整備を進めている。	市長
	その他 (工事車両の問題)	H26.5.20	11	工事車両等で朝夕の6号の交通量が増大しており、中間貯蔵施設への搬入が決まればより一層の渋滞が予想されるため、高速道路を使用して運搬してもらうなどの計画や6号の拡幅等を考えていかないといけないと思う。 【質問者…原町区江井:N】	考えていかなければならない問題で、環境省も検討を始めており、輸送全体についての考え方をまとめるため、専門家に協力いただいて検討している。夏までには計画や考えがまとまるかと思われる。時期がきたら経過を説明させていただく。	環境省

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (工事車両の問題)	H26.5.21	4	復興計画が具体化するに伴い、大型車両の通行が増えている。震災で被災した道路を大型車両が通行することで、粉じんが多くなり、道路も傷んできているため、復興事業と同時に道路への対策を同時進行で進めて欲しい。 【質問者…小高区塚原:K】	粉じんについては、県、市、環境省の3者で協議して、対策を講じます。	市
	その他 (工事車両の問題)	H26.11.25	11	復興関連車両が多いせいか国道6号が渋滞している。そのためか、裏道を通る車両が多い。先日も高校生が工事車両にはねられ、死亡する事故があった。業者に対し、にどの道を通るようにという指導はしているのか。 【質問書…原町区鶴谷:K】	今年に入ってから3件の痛ましい死亡事故が発生している。復興関連の関係者が当事者であった。市内では、復興関連業者、警察、市で地域安全連絡協議会をつくり、交通安全、地域安全に努めている。復興関連業者に対しては交通安全の徹底をお願いしている。しかし、復興関連車両の通過する道路の指定には至っていない。	市民生活部
					浪江南相馬市の除染、廃棄物の処理を担当している。交通安全を徹底するようお願いしている。また生活道路は避けるよう指導している。市と連携してしっかりやっていきたい。	環境省
					高齢者の健康維持と精神的な健康維持も大きな課題と思っています。長期宿泊については、まだ国からの回答が無いが、帰りたい、帰れる場所がある人についてはそういった方向を進めていきたい。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (高齢者対策)	H26.5.21	7	現在、帰還に向けて頑張っているのは高齢者が中心であるため、高齢者対策を考えて欲しい。 【質問者・・・小高区岡田：K】	出身行政区の行事、集会に積極的に参加していただき、地域の人達と情報交換をして、帰還に向けての家の片付けなどを進めていただきたいと思います。仮設住宅にお住いの方には、地域、周辺の方々とのつながりを強く持っていただき、常に健康的な生活を送っていただけるように、自治会長を始め、地域の人達にこちらからもお願いをして、支援をしていきます。	市
	その他 (固定資産税)	H26.5.21	2	避難指示解除後の固定資産税の算定基準はどうなるのか。 【質問者・・・小高区下蛭沢：H】	5年間は免除されるということが、国の方針で決まっています。それ以降は課税されます。資産の価値が落ちた場合は、3年ごとの評価替えで資産の評価も下がり、それに応じた課税がされます。	市
原町区の例では、区域の解除後3年間は1/2減額課税でしたが、避難指示の解除後の減額課税の期間については、まだ、決まっていません。					市	
	その他 (賠償)	H26.5.22	4	東京電力の賠償は東京電力の一方的な審査ではなく、被害者のところに来て話し合いにより賠償すべきと考える。 【質問者・・・小高区大井：E】	東京電力の賠償に係る手続きについては、不満を持っている方がいるというのを承知している。ただ、現地にきて話し合いを行う人員の数は確保できてない状況なので、現状としては対応困難と考える。	復興庁
	その他 (賠償)	H26.5.22	6	東京電力の賠償は、6年間帰還できなければ、全損扱いになる。その6年の根拠について 【質問者・・・小高区大井：E】	空間線量が自然減衰しても6年経過しても年間20mシーベルトを下回らない区域として帰還困難区域が設定された。このことから、6年と設定している。	復興庁

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他 (賠償)	H27.2.18	12	住宅の賠償については、新たな住宅を再取得できる賠償となっている。 失った賠償を頂いていると考えている。 【質問者...小高区川房:S】	精神的損害、営業損害などの賠償については、変化をしてきている。 市としては、失われたコミュニティをどのように回復していくか、また、小高区の再生を一刻も早く取り戻すために関係機関と連携をしながら、解除目標に向かって努力していく。	市長
	その他	H26.5.20	12	(回答内容が「住宅の整備」) 長期宿泊について 【質問者...原町区高:H】	自分の家の再建なり修理をするための準備期間として相当期間が必要であると申し上げており、そのために何としても8月以降は必要であると申し上げている。何としても実現してまいりたい。	市
					準備宿泊と解除の違いは何なのかは悩むところであり要望は十分に伺っているが、まだ回答は出来ない。	復興庁
	その他	H26.5.20	2	コミュニティのつながりというのも必要不可欠だと思う。元の村単位の情報を入れてこないため不安で。避難先にも伝達するという点について、市も力添えしてほしい。 【質問者...原町区鶴谷:K】	コミュニティの再生が大変重要である。補助金制度も設けており、行政区単位での情報やお互いに避難している人や地元に残っている人それぞれのコミュニティを図るという事業については市としても積極的に支援しております。区長をはじめそのような事業に積極的に市も支援しながら情報、そしてコミュニティを図るように努めていきたい。	市
	その他	H26.8.20	13	行政区の再編の方針及び消防団の再編について 【質問者...小高区泉沢:D】	行政区の再編については、今後協議して決める。また消防団については今後とも活動できる体制の充実に努めたい。	市
	その他	H26.5.20	3	有害鳥獣に対する連絡先を教えてください。 【質問者...原町区鶴谷:K】	平日は経済部の農政課へ連絡、土日、祝祭日は日直または警備員にご連絡いただきたい。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他	H26.5.20	4	鳥獣の件ですが、昨年の秋で柿がなっている頃に、集団で猿が木に登ったり、屋根に上ったり庭先に来て怖かった。そのような場合は連絡してとのことであるが、電話した場合はどのように対処してもらえるのか。 【質問者：原町区太田：A】	猿が寄らないようにするため食べ物が近くにないこと。例えば柿がなっていれば取ってもらう。まずは市に連絡していただきたい。	市
	その他	H26.5.21	6	がけ地の移転について、国の住宅金融支援機構の制度ローンが組むことができない。 【質問者・・・小高区塚原：K】	がけ地の移転について、国の住宅金融支援機構のローンのローンが組めないという話は、始めて聞いたので、まず状況を確認します。 がけ地の移転で該当しないとは言えない(別の事情もあるかも知れない)ため、詳細を再度伺いたいため、連絡いただきたいとのこと。 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル 0120-086-353	市
	その他	H26.5.22	2	除染を平成29年3月まで完了する根拠について伺う。 【質問者・・・小高区大井：E】	除染の期間の見直しに伴い対象面積等を積算し、これまでの実績を踏まえ、ピーク時1日2,500人が作業員が確保できることとして、期間を算出した結果29年3月に完成すると算定している。ただし、不確定要素もある。	環境省
	その他	H26.5.22	5	警戒区域から避難指示区域に再編されたが、どのような方法で決定したか説明してほしい。 【質問者・・・小高区大井：E】	総理大臣が本部長とした原子力災害対策本部で空間線量に応じた区域の見直しに伴い3つの区域に編成された。	復興庁

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他	H26.5.22	11	小高再生構想が提示されているが、小高区の農村地帯における構想が全然示されていない。バイオマス発電、太陽光発電などの構想は市として考えてないか。 【質問者・・・小高区川房:S】	資源作物の実証実験をおこなっている。川房地区では、太陽光発電を扱えるように農林水産省と協議しており、地元の方の希望が叶えられるよう取り組んでいく。	市
	その他	H26.8.20	1	震災直後には20km圏外ではリフォーム廃材を震災廃棄物で扱われたが、今は20km圏内では産業廃棄物扱いである。理解できるように説明してほしい。 【質問者・・・小高区耳谷:W】	リフォーム廃材は、20km圏外、圏内とも産業廃棄物扱いである。処理が滞ることが無いようにしたい。	国
	その他	H26.8.20	6	特例宿泊の回数を増やしても、宿泊をするたびに荷物の持ち運び、買い物等大変である。回数を増やすことでは解決できていない。 【質問書・・・原町区鶴谷:K】	関係者にしっかりと伝える。	国
	その他	H26.8.20	8	業者に家屋の解体を依頼すると処理料が数倍に高騰している。国は処理料を払いたくないのか。 【質問者・・・小高区五区:K】	家屋の解体は半壊以上に限り国費で行っている。業者に依頼する場合の費用は人件費等の高騰により増大している。ご理解いただきたい。	国
	その他	H26.8.20	11	小高区のボランティアセンターが資金が足りないため解散するような報道があり心配した。市・国で援助はできないのか。 【質問者・・・小高区小谷:K】	小高区にはNPOと社協の2か所ある。NPOについては、もともと社協が設置したが、若干のいさかいがあり社協でも独自にやらざるを得なくなった。二つある窓口は社協が整理する。なお、社協に対する支援は今後とも続けていく。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他	H26.8.20	14	車で来たボランティアの方が帰りの高速道路が無料になるようをお願いしたい。 【質問者・・・小高区飯崎:S】	当時の制度がどういったものだったか確認させていただき、状況を回答させていただく。 ボランティアの高速道路通行料金の無料化は、災害救助の活動に関するボランティア活動であって、被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等が要請又は受入承諾した場合、「災害派遣等従事車両」として、片道に限らず通行料無料の取扱いとなったものです。 この制度は、道路整備特別措置法の規定により、被災県が高速道路会社と無料措置について協議し、高速道路会社が料金を徴収することが著しく不相当であると認めた場合に限り、対象者や対象期間を指定して実施するものです。 東日本大震災に伴うボランティア車両等に対する当該措置は、仮設住宅の建設等の災害救助活動が概ね終了したこと等を踏まえ、被災県と道路会社が協議の上、平成25年3月31日で終了しました。	国
	その他	H26.8.20	15	28年4月避難指示解除は既定の事実ではないのか。心配している方に親身になって話を聞いていただきたい。目標時期まで1年半あるので話し合いをもち、納得いった時点で解除してほしい。 【質問者・・・小高区神山:O】	真摯に対応していきたい。 先日も仮設に行き膝を交えて話しをしてきた。今後もこのような話し合いをもちたい。	市
	その他	H26.8.20	18	市から大野台仮設住宅に避難している者への情報提供がない。役員を集めて頂き月1回の情報提供をお願いしたい。 【質問者・・・小高区村上:S】	先日も大野台仮設住宅に伺っているし、懇談会がある所には行かせてもらっている。仮設には絆職員を始め建築住宅課の職員が回らせて頂いている。情報提供が足りないとのことであれば情報提供に行かせていただきたい。	市

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他	H26.11.25	1	8月開催の意見交換質問等に対する回答・報告の2:車で来たボランティアが帰りの高速道路が無料になるようお願いしたいという質問で、復興庁では現状を回答しているだけである。 問題点はなにか、どのように検討し、どこまでやれるかを回答するように要望したい。 【質問書・・・小高区耳谷:W】	次回報告 回答作成:復興庁 (再検討状況・実施見込等)	-
	その他	H26.11.25	2	農山漁村地域復興基盤整備事業では、津波被災の農地の基盤整備が関わっているが、県・市の説明では100%行政の負担で実施するとのこと、地権者が仮同意書を書いた。 その後、請戸川土地改良区から整備費用の2%を受益者をお願いしたいとの話があった。このことについて市の見解をお願いしたい。 【質問書・・・小高区浦尻:O】	請戸川土地改良区の事務費として特別賦課金2%が定款で決まっている。市は関与できない。	経済部
	その他	H27.2.18	1	区域解除に向けた小高区の工程資料はあるが、原町区に対しては別に資料と説明があるのか。 【質問者...原町区鶴谷:K】	この中に原町区太田・大麩地区の人がいることは承知している。 これから、みなさんと話し合っていくので協力いただきたい。	市長
	その他	H27.2.18	2	原町区の相談する部署はどちらになるか。 【質問者...原町区鶴谷:K】	地域に関しては原町区地域振興課、全体のことについては、企画課です。	市長
	その他	H27.2.18	4	ボランティアの帰りの高速道路無料について、当面の災害復興が完了したので終了という説明があった。ボランティアがどれだけ経費を負担しているのか調査したことがありますか。 【質問者...小高区飯崎:S】	緊急時の作業が終了し県とネクスコが協議した結果、無料化を終了している。 再開を望むのであれば、県と協議をしていただきたい。	復興庁

H26年度 復旧復興にかかる市民説明会 意見交換の概要(20K圏内分のみ)

項目	項目	説明会 日時	意見	意見・質問の内容	回答	回答者
	その他	H27.2.18	7	<p>ボランティアは、苦勞して遠方からきている。ボランティアの高速道路無料については、復興庁が調整すべきである。</p> <p>南相馬市は平成28年4月解除目標としており、一方で災害公営住宅のへ平成28年前期を入居予定しており、入居条件として、その時避難していることが条件となっている。このようなことでは、入居できない。</p> <p>営業損害は平成28年2月で終了することとなっている。これでは、経営が維持できない。</p> <p>【質問者...小高区耳谷:W】</p>	<p>ボランティアの状況については、訪問して調査する。</p> <p>営業損害の延長については、多くの人の意見を頂いているので、検討している。</p>	復興庁
					<p>1月29日に国に営業損害賠償について要望している。営業損害に関しては、業種によってことなる。除染関係は今までにない収益を得ている一方、商業はおおむねマイナス状況になっている。このことを認識して頂き、再度申し入れする。</p>	市長
					<p>災害発生当時においた方で戻られる方を対象となるよう要綱を改正している。</p>	県
	その他	H27.2.18	8	<p>ボランティアの高速道路無料化は、チケットを配れば解決する。</p> <p>家屋の賠償について、移住する方に関して、1.8倍の賠償をしたのでは、だれも戻らない。</p> <p>資源エネルギー庁はどのような指導をしているのか。</p> <p>【質問者...小高区大井:H】</p>	<p>所管外なので、担当者に伝える。</p> <p>次回報告 回答作成:資源エネルギー庁 (指導内容等)</p>	資源エネルギー庁